

令和7年第12回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和7年12月19日（金）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第54号 武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
- 5 議案第55号 武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- 6 協議事項 令和8年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業（案）について
- 7 その他

協議事項  
資料

## 議案第54号

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求める。

令和7年12月19日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

第七小学校学校運営協議会と第四中学校学校運営協議会を統合し、小中一貫校大南学園学校運営協議会とするため、規定を整備する必要があるので、本案を提出します。

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則（平成23年武蔵村山市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員会は、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

第2条第1項に次のたたし書を加える。

ただし、2以上の学校について置く協議会の名称については、この限りでない。

第3条第1項に次のたたし書を加える。

ただし、2以上の学校について置く協議会は、委員30人以内で組織する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条の規定により委員会の任命を受けている協議会の委員は、その任期に限り、この規則による改正後の武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第1条第3項の規定により置かれる協議会の委員として任命を受けているものとみなす。

## 武藏村山市立学校学校運営協議会規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>○武藏村山市立学校学校運営協議会規則</p> <p style="text-align: center;">平成23年 武藏村山市教育委員会規則第1号</p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 委員会は、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。</u></p> <p>4 委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(名称)</p> <p>第2条 協議会には、当該対象学校の名称を冠する。<u>ただし、2以上の学校について置く協議会の名称については、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。<u>ただし、2以上の学校について置く協議会は、委員30人以内で組織する。</u></p> <p>2 略</p> <p>第4条から第19条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日令和8年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の武藏村山市立学校学校運営協議会規則第4条の規定により委員会の任命を受けている協議会の委員は、その任期に限り、この規則による改正後の武</p>	<p>○武藏村山市立学校学校運営協議会規則</p> <p style="text-align: center;">平成23年 武藏村山市教育委員会規則第1号</p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(名称)</p> <p>第2条 協議会には、当該対象学校の名称を冠する。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 略</p> <p>第4条から第19条まで 略</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>蔵村山市立学校学校運営協議会規則第1条第3項の規定により置かれる協議会の委員として任命を受けているものとみなす。</u></p>	

## 議案第 55 号

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 19 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

職員の出退勤等を管理する庶務事務システムを稼働したことに伴い、規定を整理する必要があるので、本案を提出します。

武藏村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程

武藏村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（昭和63年武藏村山市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「週休日の指定簿（別記様式）による」を「庶務事務システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務を処理する電子計算組織をいう。）により行うものとする」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の武藏村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の規定は、令和7年10月1日から適用する。

## 武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）																											
○武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程 昭和 63 年 武蔵村山市教育委員会規程第 1 号	○武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程 昭和 63 年 武蔵村山市教育委員会規程第 1 号																											
第 1 条及び第 2 条 略  (正規の勤務時間及びその割り振り、休憩時間等)	第 1 条及び第 2 条 略  (正規の勤務時間及びその割り振り、休憩時間等)																											
第 3 条 略	第 3 条 略																											
2 前項の週休日の指定は、 <u>庶務事務システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務を処理する電子計算組織をいう。）</u> により行うものとする。	2 前項の週休日の指定は、 <u>週休日の指定簿（別記様式）</u> による。																											
別表 略	別表 略																											
<u>（削る）</u>	<p style="text-align: center;">別記様式（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">週 休 日 の 指 定 簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 20%;">氏 名</th> <th rowspan="3" style="width: 20%;">所 属</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">部 課</th> <th rowspan="3" style="width: 10%;">教育総務課 確 認</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">当 初</th> <th style="width: 10%;">( 月 日異動)</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">異動</th> <th style="width: 10%;">部 課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th style="width: 20%;">指 定 単 位 期 間</th> <th style="width: 20%;">当 初 指 定 年 月 日</th> <th style="width: 20%;">変 更 後 の 指 定 年 月 日</th> <th style="width: 10%;">変 更 理 由 等</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">変 更 处 理</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">年 月 日 か ら</td> <td style="width: 20%;">年 月 日</td> <td style="width: 20%;">1 年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">年 月 日 ま で</td> <td style="width: 20%;">年 月 日</td> <td style="width: 20%;">2 年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	所 属	部 課		教育総務課 確 認	当 初	( 月 日異動)	異動	部 課	指 定 単 位 期 間	当 初 指 定 年 月 日	変 更 後 の 指 定 年 月 日	変 更 理 由 等	変 更 处 理		年 月 日 か ら	年 月 日	1 年 月 日				年 月 日 ま で	年 月 日	2 年 月 日			
氏 名	所 属			部 課			教育総務課 確 認																					
				当 初	( 月 日異動)																							
		異動	部 課																									
指 定 単 位 期 間	当 初 指 定 年 月 日	変 更 後 の 指 定 年 月 日	変 更 理 由 等	変 更 处 理																								
年 月 日 か ら	年 月 日	1 年 月 日																										
年 月 日 ま で	年 月 日	2 年 月 日																										

改正案（新）	現行（旧）						
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 年 月 日	1 2	年 月 日 年 月 日			
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 年 月 日	1 2	年 月 日 年 月 日			
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 年 月 日	1 2	年 月 日 年 月 日			
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 年 月 日	1 2	年 月 日 年 月 日			
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 年 月 日	1 2	年 月 日 年 月 日			
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 年 月 日	1 2	年 月 日 年 月 日			
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 年 月 日	1 2	年 月 日 年 月 日			

（日本産業規格A列4番）

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の武藏村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の規定は、令和7年10月1日から適用する。

# 令和8年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業

武蔵村山市教育委員会は、「教育目標」を達成するために、「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画（令和4年2月策定）」で定めた「基本方針」に基づき、武蔵村山市の特性を生かして、令和8年度における主要施策・主要事業を総合的に推進する。

## 【基本方針1 生きる力を育む教育の推進】

知識基盤社会において、いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」を育むことが求められる。

また、これからの中学生には、「何を学ぶか」だけでなく、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの柱で資質・能力を育成するとともに、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが重要である。

そのために、家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちの確かな学力の定着や健やかな心と体の育成を図ることができる教育を推進する。また、思考力・判断力・表現力等を育む教育や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念等を踏まえ、地域の課題から地球規模の諸課題まで幅広く自らの課題として考え、解決する力を育む教育を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

## 【基本方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進】

我が国と郷土の未来を切り拓く子供たちのための教育が、一層効果的に行われるようになるために、学校、家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携・協働体制を強化することが求められる。

そのために、コミュニティ・スクールとして開かれた学校づくりを推進するとともに、地域社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

### 【基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備】

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育9年間を見通した教育活動の充実を図り、教員が、自らの資質や能力を向上させるとともに、成果と課題の検証に基づき、教育活動の改善を図ることが求められる。

そのために、教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるため、G I G Aスクール構想により整備されたタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させるとともに、施設、教育機器等の教育環境の整備を推進する。

### 【基本方針4 自己実現を目指す生涯学習の推進】

人生100年時代の到来が予測される中、あらゆる場所における学習を通して市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようになるとともに、我が国と郷土を愛し、主体的に社会の発展に寄与しようとする気持ちや態度を育む生涯学習社会の実現が求められる。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたりすることができる多様な学習機会の充実を図るとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、スポーツとの関わりをもてる環境整備を進め、スポーツ活動の振興を図る。

### 【基本方針5 教育財産の有効活用の推進】

市が保有する財産を最大限活用するという観点から、教育財産についてもその活用を推進することが求められる。

そのために、特に学校施設は、様々な用途を考え、多様な観点に立って積極的な活用を推進する。

# 学校教育

## 【まちづくり学習の推進】

「武藏村山市第五次長期総合計画」に示された将来都市像の実現に向けて、まちづくりの視点を取り入れた学習を推進し、児童・生徒が市の発展や課題について自ら学び考え、問題解決に取り組む姿勢を培うとともに、地域の教育資源を活用し、子供たちの成長と学びを支える教育活動を推進します。

## 【DXの推進】

GIGAスクール構想に係る一人1台端末をはじめとしたICT機器等を最大限活用し、効果的な学習及び利用の日常化を目指します。

クラウド活用による効果的・効率的な校務支援システムの安定稼働及び教育セキュリティポリシーに則った柔軟な運用を図り、教育データの分析・利活用や校務の効率化を積極的に推進します。

ICT支援員の活用を図り、デジタル技術の活用を含めた教職員研修を充実させることで、教育の質の向上に努めます。

## 【学校規模適正化の推進】

児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくため、市内的人口動向や児童・生徒数の実態、学校規模等を踏まえ、学校規模の適正化を推進します。

## 【計画的な学校施設・設備改修の推進】

「公共施設等総合管理計画」に基づき策定された「学校施設長寿命化計画」に沿って、適正な教育環境を維持・改善するため、児童・生徒の安全に考慮しながら、学校施設・設備改修の推進に努めます。また、引き続き学校施設の照明器具をLED化することによる省電力化を図り、脱炭素社会の実現に貢献する取組を推進します。

## 【安全・安心な教育環境の整備】

児童・生徒においしく安心で安全な給食を提供します。

また、市内の小・中学校等と連携し令和7年度から開始した食物アレルギー除去食に対する知識・理解を深めるとともに、学校給食の運用状況の定期的な評価と改善により更なる充実を目指します。

東京都の補助金を活用した学校給食費無償化を継続し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

## 【人権教育・道徳教育の推進】

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、子供たちが自分の権利について学び、思いやりの心を育み、あらゆる偏見や差別をなくすために、教育活動全体を通じて子供の権利に関する理解促進や人権教育・道徳教育を推進します。

## 【確かな学力の定着・体力の向上】

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能の習得と言語能力の向上を図るための指導を充実させ、学習意欲の向上及び学習規律の確立を図り、探究的な学びを目指します。また、体力テスト結果のデータ活用により体力向上策の検証・分析・改善を効率的に進め、数値的根拠に基づく取組を推進します。

## 【共生社会の実現に向けた教育の推進】

児童・生徒及びその家庭が抱える様々な課題に対する教育相談体制の充実に向けて、引き続き体制整備を推進するとともに、子供たち一人一人が自分のよさや可能性を認識し、多様性を受け入れ尊重し合いながら学べる機会の確保に努めます。

「第六次特別支援教育推進計画」に基づき、特別な教育支援や発達支援が必要な子供一人一人に対し、連続性のある適切な指導と必要な支援が行われるよう、指導の充実を図ります。

## 【小中一貫教育の推進】

義務教育9年間を通して、系統的・継続的な教育活動を全校で展開するため、目指す子供の姿を保護者・地域と共有し、コミュニティ・スクールの機能を生かした連携を一層推進し、地域とともに進める小中一貫教育の充実に努めます。

## 【学校評価に基づく経営改善の推進】

各学校が策定する「学校評価計画表」の中期及び短期経営目標、具体的方策に基づき、目標値の達成を目指して、組織的・計画的に教育活動を推進します。また、成果と課題の検証に基づき、校内における人材育成を図り、経営改善を推進します。

# 生涯学習

## 【生涯学習の推進】

「第六次生涯学習推進計画」に基づき、生きがい・ふれあいを育む生涯学習を目指して、「生涯学習のまちづくり」の視点のもとに、本市の生涯学習を総合的かつ効果的に推進します。

国の「こども大綱」の内容を勘案しながら子供たちが意見を表明しやすい環境づくりや子供の主体性を育む取組を推進します。

## 【家庭教育の支援】

家庭は教育の根本であることから、幅広い世代を対象として、基本的な生活習慣や生活能力、社会的マナーなどの重要性についての普及啓発活動に努めるとともに、地域全体で家庭の教育力の向上が支えられるよう、共に学び交流する視点から家庭教育講座を開催し、家庭教育を支援します。

## 【社会教育の充実】

地域住民等の協力により実施する学習支援の場である「地域未来塾」事業や、放課後に子供たちの安全で安心な居場所を確保するための「放課後子供教室」事業が、子供たちにとってよりよい「居場所」とともなるよう継続実施するとともに、「放課後児童対策パッケージ2025」に基づき、学童クラブとの連携を推進します。

市内全小・中学校の学校運営協議会が、中学校区を基盤に連携し、情報を共有するとともに、切磋琢磨しながら、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

## 【文化財の調査、保護・活用】

市内に残る文化財の保護や調査を実施し、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、歴史民俗資料館及び分館収蔵資料の展示・公開や講座等を実施し、文化財保護思想の普及啓発を促進します。

また、歴史資料をデジタルアーカイブ化し、インターネットを通じていつでも、どこからでも資料を閲覧・活用できる環境の構築を図ります。

## 【スポーツの推進】

「スポーツ都市宣言」の理念を踏まえ、スポーツ・レクリエーション事業の拡充を図り、賑わいと活力あるまちづくりを進め、市民の健康・体力づくりの推進に努めます。

「第二次スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ推進委員及び各地区的スポーツ協力員と連携しながら、地域の実情に応じたニーズの把握に努め、地域のスポーツの場づくりを促進します。

## 【図書館運営の充実】

令和9年度から令和13年度までの「第五次子供読書活動推進計画」を令和8年度に策定する中で、図書館DXの推進や図書館事業の充実及び読書活動に関する施策を着実に展開していくとともに、電子図書館と学校との利用連携など、市民の読書環境の充実を図ります。